

現名義人様が死亡

資料3-①

祭祀を主宰している方(喪主など)から他の親族が推薦される場合

必要な書類等

チェック

- 1 申請者の実印(必ずご持参ください)
- 2 申請者の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内の原本提出)
- 3 疎明(事情説明)・推薦書(疎明・推薦者の実印を押したもの) ※用紙は申請受付窓口にあります
 - (1) 疎明・推薦者は現名義人の祭祀を主宰している方
 - (2) 申請者及び疎明・推薦者が第一順位者ではない(配偶者でも子でもない)場合で、かつ第一順位者もしくは申請者より現名義人に近い親族が存在する場合は、少なくともそのうち一人からの同意書(同意者の実印を押したもの)の提出が必要です。 ※用紙は申請受付窓口にあります
- 4 疎明・推薦者の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内の原本提出)
同意者(必要な場合)の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内の原本提出)
- 5 戸籍謄本類(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本) ※下記の4点の内容が備わったもの
 - ①申請者の現在の戸籍謄本(発行から6ヶ月以内のもの)
 - ②現名義人の死亡が記載された戸籍謄本類
 - ③現名義人と申請者と疎明・推薦者(および必要な場合は同意者)の関係が続柄欄だけでなく本籍等をつなげて確認できる戸籍謄本類
 - ④申請者及び疎明・推薦者が第一順位者でない(配偶者でも子でもない)場合で、かつ第一順位者もしくは申請者よりも現名義人に近い親族がいない(死亡している)場合は、現名義人の出生から死亡までの本籍が連続した全ての戸籍謄本類及び該当者全員の死亡が確認できる戸籍謄本類
- 6 疎明・推薦者が現名義人の祭祀を主宰していることが分かる書類(①～④のうち、いずれか1通)
 - ①現名義人の葬儀の領収証(宛名が疎明・推薦者となっており、但書に「葬儀費用」もしくは「葬儀一式」と記載されているもの。「別紙請求書」と記載されている場合は請求書も必要)
 - ②通知等(例:疎明・推薦者が単独で名義人の喪主を務めたことが分かる会葬礼状)
 - ③現名義人の葬儀もしくは法事の際の寺社等の公印付きの施行証明書
 - ④現名義人の葬儀の時の葬儀社発行の社判押印付き葬儀執行証明書
- 7 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書)
- 8 承継使用申請書及び誓約書
用紙は、申請受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- 9 手数料 1,600円(承継使用申請墓所1箇所につき)
- 10 郵便切手(新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代として必要となります)

◆事務処理上、申請から霊園使用許可証発送までは約2ヶ月程度かかります。

消費税改訂に伴い、令和元年10月1日(火)以降発送となる霊園使用許可証に関しては、簡易書留料金460円分(現行は450円)の切手が必要となります。

※上記2～7の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」の両方をお持ちください。

申請は上記書類等をそろえて、

- ①ご利用の都立霊園管理(事務)所
- ②ご利用以外の都立霊園管理(事務)所
- ③公益財団法人東京都公園協会霊園課
- いずれかの窓口で行ってください。

※郵送による申請はできません。お手続きの際に不足の書類があった場合等は、ご協力をお願いします。

東京都●●霊園管理(事務)所 電話 ●●(●●●●)●●●● _____ が対応しました。

〒郵便番号 住所